

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類		名称 (小分類)	保存期間										
				大分類	中分類												
1 職員の人事に関する事項	(1) 俸給その他の給与に関する業務	人事帳簿	別表のとおり	職員人事（事務）	人事帳簿	別表のとおり											
								ア 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務	勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する文書	職務専念義務免除請求書（撤回申出書）、休憩時間短縮申出書、休憩時間変更事由届、休憩時間割当表、通知書、育児を行う職員の深夜勤務・超過勤務制限、介護を行う職員の深夜勤務・超過勤務制限の請求書 上記の請求に係る事由変更の届出	職員人事（事務）	サービス	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	3年			
															妊産婦の深夜勤務・超過勤務制限、妊産婦検診、妊産婦業務軽減、休息又は補食、通勤緩和の請求書	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	請求に係る期間の末日の翌日に係る特定日以後3年
															妊産婦検診、休息又は補食、通勤緩和の承認	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	承認に係る期間の末日の翌日に係る特定日以後3年
															早出遅出勤務の請求書、早出遅出勤務請求に係る事由変更の届出	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年
															育児時間承認請求書	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3年
															養育又は介護の状況申出書、	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	申出又は周知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の割振りによらなくなった日に係る特定日以後3年
															早出遅出勤務の請求に係る証明書類	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後1年
															深夜勤務制限等の請求に係る証明書類	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	1年
															週休日及び勤務時間の割振り等の通知	サービス（勤務時間等）（令和〇〇年度）	1年
産後休暇の届出、介護休暇承認又は取消しの際の俸給支給義務者への通知、特別休暇承認のための活動内容を明らかにする書類、介護休暇承認のための要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類、休暇予定計画表	サービス（休暇簿等）（令和〇〇年度）	3年															
(3) 職員の人事に関する業務（(1)から(2)までに該当するものを除く。）	人事帳簿	別表のとおり	別表のとおり	職員人事（事務）	人事帳簿	別表のとおり											
								人事帳簿	別表のとおり								

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の 類型	司法行政文書の具体例	分類		名称 (小分類)	保存期間	
				大分類	中分類			
2	訟務に関する事項	(1) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達、物品（郵便切手）取得通知書写し	訟務（事務）	記録保存	記録保存（令和〇〇年度）	5年
		(2) 訟廷事務等に関する業務（(1)に該当するものを除く。）	国際司法共助（囑託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書	行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査囑託依頼書、照会書、調査票、囑託書、回答書、事務連絡		調査回答書	調査回答書等（令和〇〇年度）	1年
3	会計に関する事項	(1) 役務に関する業務	録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知、納品書	会計（事務）	役務（録音反訳）	役務（録音反訳）（令和〇〇年度）	5年
		(2) 保管物に関する業務	ア 民事保管物、押収物等の受入れ及び処分に関する文書	受領票		民事保管物、押収物等（受入れ、処分）	受領票（令和〇〇年度）	5年
						民事保管物、押収物等（受入れ、処分）データ	民事保管物データ	常用
			イ 会計帳簿	別表のとおり		会計帳簿	別表のとおり	
4	庶務に関する事項	(1) 文書の管理に関する業務	ア 文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）	庶務（事務）	文書（保存期間基準）	文書（保存期間基準）（令和〇〇年度）	5年
						イ 庶務帳簿	別表のとおり	庶務帳簿
			(2) 庶務に関する業務（(1)に該当するものを除く。）	庶務帳簿		別表のとおり	庶務帳簿	別表のとおり
		庶務帳簿					別表のとおり	

(別表)

項番	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	名称(小分類) ※家裁総務課の分類を参考記載	保存期間
人事帳簿				
1	本表1の1)関係	超過勤務等命令簿	超過勤務命令簿(令和〇〇年度)	6年
		管理職員特別勤務実績簿、裁判官特別勤務手当実績簿、管理職員特別勤務手当整理簿、裁判官特別勤務手当整理簿	特別勤務手当整理簿等(令和〇〇年度)	6年
		出勤簿(登庁簿及び欠勤簿を含む)	出勤簿(令和〇〇年度)	5年
2	本表1の2)のイ関係	勤務時間の申告・割振り簿	服務(勤務時間等)(令和〇〇年度)	3年
		代休日指定簿、 育児介護型フレックスの申告の際に求める証明書類、 養育又は介護の状況変更届	服務(勤務時間等)(令和〇〇年度)	3年
		妊産婦健診、休息又は捕食	服務(勤務時間等)(令和〇〇年度)	承認に係る期間の翌日に係る特定日以後3年
		休暇簿(年次休暇用、病気休暇用、特別休暇用)、 休暇事由の証明書類	服務(休暇簿等)(令和〇〇年度)	3年
		休暇簿(介護休暇用)	服務(休暇簿等)(令和〇〇年度)	勤務時間法第20条第1項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間(当該状態ごとにその指定が3回に達し、又はその期間が通算して6月に達したものに限り。)の末日(同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しなくなった日)の翌日に係る特定日以後3年
休暇簿(介護時間用)	服務(休暇簿等)(令和〇〇年度)	勤務時間法第20条の2第1項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する3年の期間の末日(同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しなくなった日)の翌日に係る特定日以後3年		
3	本表1の3)関係	旅行命令簿	旅行命令簿(令和〇〇年度)	5年
会計帳簿				
4	本表3の2)のイ関係	民事保管物原簿、押収物送付票、押収通貨整理簿、押収物処分簿	民事保管物原簿(令和〇〇年度) 押収物送付票(令和〇〇年度) 押収物通貨整理簿(令和〇〇年度) 押収物処分簿(令和〇〇年度)	5年
庶務帳簿				
5	本表4の1)のイ関係	文書受理簿、文書発送簿	文書受理簿(令和〇〇年度) 文書発送簿(令和〇〇年度)	5年
		特殊文書受付簿、当直文書受付簿、送付簿、現金書留授受簿	特殊文書受付簿(令和〇〇年度) 当直文書受付簿(令和〇〇年度) 現金書留授受簿(令和〇〇年度)	3年
	本表4の2)関係	事務処理の委任等に関する文書	事務処理の委任等に関する文書	常用
		登庁経路に関する届書つづり	登庁経路届(調停委員等)(令和〇〇年度)	届出に係る要件を具備しなくなった日に係る特定日以後5年